

第二次民選議院論争

——士族民権家とは何か——

要 旨

初期自由民権運動が士族によって担われたことは周知のとおりである。かれらが民権家であるのは、封建遺物として否定されていく士族の存在理由を確認するためであった。かれらは、幕藩体制——現在をとおして知識人として存在すること（他の三民と区別される存在であること）を確認しようとした。新しい時代においても、士族知識人の存在は否定されるべきではなかった。かれらは、知識人の責務として、新しい時代を切り開くべく、人民大衆への啓蒙家の役割を引き受けようとしていた。しかしその啓蒙内容が、一八世紀西洋の啓蒙思想であったがゆえに、かれらの言辭は、否応もなく、かれらが幕藩体制下の支配階級に属したことをあぶり出す。すなわち、自らの存在理由を確認する過程は自己否定の過程となるのである。そしてこの矛盾した過程を生きることこそ、士族民権家の歴史的使命であった。

松岡 儼一

1

一八七五(明治八)年は、大阪会議で始まった。大阪会議は、いうまでもなく、いわゆる征韓論争・台湾出兵をめぐる政府分裂の後、この分裂状態を修復して国内改革をすすめるため、伊藤博文が中心となり、分裂後実権をにぎった大久保利通と、下野していた板垣退助、木戸孝允との和解を画策した会議である。この会議の結果、板垣、木戸は、立憲政体を樹立をめざすという条件のもとに、同年三月、復職した。しかし、それぞれの立憲政体へのイメージが異なっていたため、半年余後(一〇月)に板垣は再辞職を余儀なくされる。しかしまさにその半年余は、板垣が在野での自由民権運動を政府の中に持ち込んだ半年余であった。それゆえ同年の自由民権運動の中心は、終始、権力闘争の内であった。それは、自由民権運動が権力内部に胎息したことを知る者にとって意外性をもたない。のみならず、七五年の権力闘争としての自由民権運動は、それまでの運動の総括的位置を占めたときといえる。そしてそうであったがゆえに、これまでの運動の矛盾もまた、この年に顕在化せざるをえなかった。この矛盾の顕在化こそが、運動を新たな地平へと押し上げる可能性に道を開いたのである。階級闘争としての自由民権運動、これである。

階級闘争としての自由民権運動の幕開きは、権力闘争としてのそれよりも、民権家が鼓吹した自由民権思想の本質に忠実であった。なぜなら、かれらの唱えた自由民権思想は、かれらの自覚の有無にかかわらず、一

八世紀ヨーロッパ啓蒙思想にこそ、その源流をもつものであったからである。

一八世紀啓蒙思想は、説明するまでもなく、アンシャン・レジュームの中に胎息しながら、アンシャン・レジュームに対立することによって、思想として自立し、来るべき時代を眺望した。それは、その本質において、アンシャン・レジュームに対する抗議として存在し、それゆえに階級的であった。新しき時代(建設)は、それにふさわしい新しき担い手を要請したからである。

では、明治維新後の新しき時代(建設)にふさわしい者は誰か。新しい思想Ⅱ自由民権思想を唱える士族民権家なのか。士族民権家は、士族であることにおいてアンシャン・レジューム(幕藩体制)の担い手ではなかったのか。もしそうなら、士族民権家は、新しい思想の鼓吹者であるにもかかわらず、新しき時代(建設)の中心的担い手たる資格に欠けるのではないか……この疑問は、新しい思想に未だ自覚的でない者がいかにして新しき時代(建設)の担い手たりうるのか、という疑問をともしなう。

新しき時代(建設)にふさわしい者は誰か、という問題をめぐって生じた右の二つの疑問は、自由民権運動を権力闘争から階級闘争に変質せしめる転換点となった七五年にぶつかりあい、大論争となった。同年三月から四月にかけて、「東京日々新聞」(当時の称呼にしたがって以下「日報」と略称)と、「郵便報知新聞」(以下「報知」と略称)を軸とする論争が、まさにその論争であった。この論争は、前年の七四年一月、

板垣たちが「民選議院設立建白書」を提出した直後に生じた民選議院論争の姉妹編といふべきもので、七四年度のそれを第一次論争とするなら、七五年度のそれは第二次論争ともいふべきものであった。

第一次論争は、周知のように、「民選議院設立建白書」に対する賛否の表明が中心で、その主要なる争点は、民選議院設立が時期尚早か否かであった。これに対し第二次論争は、大阪会議（同年一、二月）から漸次立憲政体樹立の詔勅煥発（同年四月二日）に至る過程を背景にしたもので、議会が開設されるならば誰に選挙権・被選挙権があるべきか、という論争となった。民選のまさに「民」が問題となったのである。かかる意味において、第一次論争よりも第二次論争のほうが、民選議院論争の名にふさわしかった。

第二次論争は、当然に、第一次論争において板垣たちが期待した士族、そして当面、民権家である士族が問題となった。士族とはそもそも何であったのか、今何であるのか、そして何であるべきなのか……この問いのうちに、この時点における士族民権家の矛盾が赤裸々に示されるであろう。そしてこの矛盾顕在化過程こそは、士族民権家を新たな可能性として存在せしめるのみならず、自由民権運動を新しい地平へと押し上げる道を開くであろう。なぜなら、顕在化した矛盾は、止揚されるべく存在するからである。

板垣監修の『自由党史』に第一次論争が詳しく紹介されながら、この第二次論争が紹介されなかったことは、板垣の自由民権運動観を示す。おそらく板垣は、この論争がかれの考える自由民権運動の本筋ではない

と判断したのである。そしてこの判断は、かれの不幸のみならず、後にかれを総理としてむかえる自由党の不幸でもあったといえよう。

この論争を最初に紹介したのは、鈴木安蔵であった。かれは、この論争を『明治初年の立憲思想』（育生社、一九三八年）において、「不当に忘却されてしまった論争」（六二頁）として紹介し、「日報」の論拠を「極めて反動的な反普通選挙論」（六四頁）と規定した。鈴木による紹介以降、この論争を正面から取り上げたのは、『毎日新聞百年史』（毎日新聞社、一九七二年）であった。『百年史』は、あたかも鈴木と対立するかのごとく、「日報」の主張は「平民民権」（二四頁）である、と高く評価したのである。これは一体全体どういふことなのか。結論からいえば、鈴木は自由民権運動を賞賛することに急で、「報知」記者と同じ誤りを犯し、『百年史』の著者は、「毎日新聞」の前身たる「日報」の意義を強調することに急で、「日報」の政治的位置に関する考察を欠いた。

こうした紹介とは別に、この論争に本格的に理論的検討を加え、その後の研究史に影響が大きかったのは、遠山茂樹の「征韓論・自由民権論・封建論」（初出『歴史学研究』一九五〇年一四三・一四五号）であった。遠山は、この論稿において士族民権家の意義と限界を指摘した。以降多くの士族民権家に関する研究は、この意義と限界論の枠の中にいる。そしてその意義と限界は、ほとんど例外なく日本の近代化にたいするものである。遠山にとって一九五〇年は、この論争があった頃とその本質において異なった歴史段階に位置しながらも、日本の近代化をいかにして成し遂げるのが問われていた時期であった。この論争を扱う手つきに、

はつきりとその歴史的課題に応えようとする姿勢を見て取ることができ
る。われわれが、そうした姿勢に学ばべき点が多い。しかしわたしには、
この論争が日本の近代化にとって何であったのかと問うことよりも、論
争当事者にとって何であったのか、そして同時代者にいかなる影響を与
えたのかと問うことに興味がある。

まぎれもなく士族権家には「限界」がある。しかしその「限界」を
さらけ出す行為、あるいはさらけ出さざるをえない立場に自らを追い込
まざるをえなかった行為が自身、かれらの「意義」なのである。とすれ
ば、その「限界」は当事者たちにとって何であったのか、限界をさらけ
出す行為が、かれらを別の可能性、勿論それはより普遍性のある段階で
の可能性として存在せしめるのではないか。ダイナミックな時代の精神
は、こうした形でしか存在しないのではないか。事実論争は、行論であ
きらかなように、論争当事者自身の当初の思惑を超えて展開し、その結
果、論争当事者を論争当初とまったく異なった地平へと誘う。その紹介
は、紙幅を費やすに値する。

2

なお、この論争を理解するには、この論争の政治的社会的背景、すな
わち、当時が士族の最終的秩禄処分の前夜にあたっていたことにも触れ
ておかねばならない。

周知のように、明治政府の基本的課題は、内憂外患に対処しきれない
幕藩体制を徹底的に解体することにより、新たに中央集権的国民国家を

建設し、万邦に対峙することであった。そしてこの解体と建設の課題は、
士族への対応を矛盾に充ちたものにした。すなわち、政府は、この基本
的課題から、一方で士族を封建の遺物、消滅すべくものとして捉えなが
ら、他方で士族を創出すべき国民の中核として貴重なものと捉えたので
ある。二つの捉え方は、士族の性格の二つの側面、すなわち、家産官僚
的側面と志士の側面にほぼ対応していた。いうまでもなく前者が後者の
母体である。両者の分離は容易ではない。いかにするか。政府が試行錯
誤のうえで出した結論からいえば、士族の家産官僚的側面を否定し、志
士の側面を實體としての士族から引きはがし、それを学校教育をとおし
て人民大衆に植え付ける、これである。

さて、家産官僚としての士族の消滅は、以下のように進められた。版
籍奉還（一八六九）は、封建的上級武士身分の廃止であり、それは中、下
級武士¹¹士族の直接的な忠誠対象の廃止を意味した。廃藩置県（一八七
一）は、封建的政治形態の廃止であり、それは士族の帰属の対象の消滅
であった。そして秩禄処分こそは、封建的経済体制を揚棄し、封建的社
会階級制度を解体して、版籍奉還、廃藩置県と続いた封建的政治体制一
掃の完成をめざすものであった。そのうえ、家禄・賞典禄の国家歳出に
占める割合が、七二（明治五年）—二七・七%、七三年—二八・四%、七
四年—三一・九%、そして七五年上半期には実に四〇・五%にも達して
いた（『明治大正財政詳覧』東洋経済新報社 昭和二年）。いわゆる富国強兵
政策を進めようとすれば、秩禄処分は、いかなる反対があろうとも、い
かに士族の志士の側面を貴重なものと考えようとも、断行しなければな

らなかつた。そしてこの秩禄処分のプロセスが多く、土族を反政府の側に追いやることになる。土族民権家の登場もこのプロセスと無関係ではない。

七三年一月二七日、華士族で家禄・賞典が百石未満の者に限り奉還を許す、という内容の家禄奉還制度が公布された（百石以上の者については翌七四年一月に布告）。この制度によって、土族という身分と家禄は分離された。すでに土族という身分と職業は分離されていた（七二年一月二〇日—士族身分のまま農工商の職業に就ける）ので、今や家禄は職業にたいする報酬でないのは勿論、身分にまつわる特権でもなく、それは政府による土族への一方的恩恵に他ならなかつた。そのことは、同時に布告された秩禄賦課の制度に如実に示された。右大臣岩倉具視は、秩禄賦課の制度についての地方官への内訓において、家禄の本質について、「夫レ禄ヲ賜フ者、人臣其躬ヲ致シ、上ニ仕フル為ニ酬ヒラルル所以ナリ。今ヤ有禄者ト雖、官ニ就ク官禄アリ、家ニ在ル勤メ無シ、既業ニ其常務ヲ解キ、而テ依然トシテ其禄ヲ領スルノ理固ヨリ有ル可カラス、サレハ宜ク之ヲ収テ可ナルヘシ」（『岩倉公実記』下巻 九三頁）という認識を示した。すなわち秩禄賦課は、家禄支給に正当性はないことを理由とした実質的な家禄削減策であつた。政府はこれによって財政的負担の軽減を図つたのみならず、家禄が不安定なものであることを有禄者に知らしめ、家禄奉還をうながそうとしたのである。七四年四月の内務・大蔵両省名による地方官への内達はつぎのとおりである。

「禄税ノ儀ハ、所有物又ハ所有物等ノ儀ヲ以テ課賦候訳ニ無之、全ク

世襲軍職ヲ被解候上ハ固ヨリ軍費ヲ資クヘキ義務アルヲ以テ被賦候儀ニテ、軍費ノ増減ニヨリ税額モ亦從テ多寡アル理ニ付、当分ト被仰出候儀ニ有之候事」（『法規分類大全』第一編租税門雜税 二六頁）

そしてついに七六年八月、金禄公債証書の発行条例が公布され、土族は一律に家禄奉還が命じられるにいたる。このときより土族という族籍は、かつて武士であつたことの名残を示すものに過ぎなくなる。この最終的な秩禄処分を直接間接の原因として、同年一〇月、神風連の乱、秋月の乱、萩の乱などが相継ぎ、翌年七七年には土族の反乱としては最大最終の西南戦争が生じるに至るのである。

本稿が検討しようとしている論争は、以上のようなプロセスの真つ只中に生じている。以下、いたずらに長くなることをおそれながらも、できるだけ正確にこの論争を紹介し、論争の意義を考察したい。

3

論争の端を発する「日報」の政治姿勢はいかなるものか。「日報」は、当時、御用新聞と蔑称されていた。当時同紙の主筆であつた福地源一郎（1841-1906）は、後年、つぎのように述べた。

「当時余は民間に降りて世間に忌嫌はるる新聞記者とは成りたれども、暇あれば即ち常に在朝の諸公を訪問したりき。（斯る事は当時太だ稀なる挙動にして、凡そ新聞記者は当路に交わらざるを以て得意としたりき）伊藤伯の如きは殊に縷々せる所にして、凡そ政府の方針にして余が同意する問題は自ら進んで之を賛助せんと欲したりき。余は又当時政府

に官報なかりしを以て政府に乞ひ、東京日々新聞に太政官記事御用の称を得て官報の用に充てんと試みたりき。尋で廟堂の方針を聴き是を紙上に表白して以て其機関となさんと迄に望みたりき」(『新聞紙実歴』『明治文化全集』第一七卷九頁)

主筆自ら政府の機関紙たらんとしたと述懐した「日報」の基本的論調はいかなるものであったのか。七四(明治七)年一月六日付同紙論説は、「行政ノ方向」を「守旧」と「前進」の二つに分け、後者をさらに「漸進」と「急進」にわけて論じた。

「吾曹ハ深黙シテ之ヲ歴史ニ徴スルニ、古ヨリ急進ヲ以テ方向トスル国民ハ其政府ノ異同ヲ問ハズ、皆国安ヲ永久ニ維持スルコト能ハズ、希臘羅馬ノ古昔ハ姑ラク之ヲ置キ、今日ニモ此急進党アリ、米ノ『デモクラート』、英ノ『ラジカル』、仏ノ『コムミュン』是ナリ。此党ノ趣意トスル立論ハ、道理上ニ就テ評スレバ皆ナ漸進党ノ右ニ出タレドモ、之ヲシテ実施ニ臨マシムル時ハ、決シテ其成績ヲ保スル能ハズ。」

「道理」において「急進党」の主張を認めつつも、「実施」においては「国安」の維持という視点からそれを拒否し、「漸進」を採るべきことを主張したのである。

では当時の政治改革において「漸進」とはいかなるものか。七四年一月一九日付同紙論説は、まず、「夫レ民権ノ奪フ可ラザル、抑圧ノ政ニ服ス可カラザルヤ、人生ノ間ニ於ケル自然ノ根理ナレバ、人智ノ進ムニ従ヒ、氣運ノ開クルニ連レ、各自ノ権利ヲ保有セント企ツルコトハ、論ズル待タズシテ明カナリ」と天賦人權論を確認した。そのうえで、そ

の「実地」においては、「抑圧ノ習風ニ慣レタル人民ハ兎角ニ奮発ノ氣力ニ乏シキヨリ、仮令一身ヲ棄ツルトモ(福沢氏ノ所謂『マルチールドム』トナリテ文明ニ益スル者)公益ヲ謀ル程ノ勇決ナケレバ」困難である。現に民選議院論を唱えて運動しているのは、「学問ノ助ケニテ道理ヲ分別シタル士族連中而已」であり、年間に何千円もの租税を納めている「有産ノ農商」においてすら自由民権を理解していない。民選議院の設立は、時期尚早なのである。ではどうすべきか。「世上ノ論者ハ躁進急行ヲ望ムヨリ、先ツ大議院ヲ設ケ、以テ各県各市ニ及ホサント志ザシ、吾曹ハ之ニ反シ、各市各県ノ小議院ヲ先ニシ、漸ク以テ大議院ニ及ホサント志ザス」。第一次民選議院論争における時期尚早論者・加藤弘之の主張そのものであった。

しかしながら、「道理」において自由民権論を是認する立場をとる「日報」が、たんに自由民権運動を「急進」であるとして斥けるのは不都合であった。ここにおいて「日報」は、自由民権運動への反撃として、当時の運動の中心的担い手であった士族に批判の矛先を向けた。七五年一月六日付同紙論説が「彼輩ノ目的ハ民権ヲ重スルノ一辺ニ在ラズシテ、政府ヲ悪ムノ一辺ニ在ルニ過ギズ」と断定したことがそれを示した。士族民権家は、もはや「学問ノ助ケニテ道理ヲ分別シタル士族連中」として容認されるべきではなかった。士族による自由民権運動は、自由民権論を利用した反政府運動にすぎないものとして拒否しなければならぬものであった。おそらく「日報」は、大阪会議をセットした伊藤博文の意を体して、板垣の相対的地位低下を狙ったのである。

かくして論争の発端となる同年三月一二日付同紙論説の掲載となるに至るのであるが、この日は、まさに板垣が参議に復職した日であった。すなわち、論争の発端は、板垣復職（自由民権運動が政府内に持ち込まれること）にたいする伊藤・福地の牽制にあった。

4

三月一二日付「日報」の論説の主旨は、士族による民権の主張は普通選挙制とならざるをえず、普通選挙制はフランスのパリ・コンミュンのごとく「治積少クシテ乱階多ク、其国ヲ衰頽ニ陥ラシムル」可能性があり、それゆえに士族による民権の主張を否定する、ということにあった。

参政権はいかにあるべきか。「二体ノ人理」より論ずるなら、「国民タル以上ハ貧富良賤ノ別」を問わず等しく参政権はあるはずである。しかし、「肝心ノ政府ノ職務タル人民保護ノ為ニ使用スル官金ニ備フル租税ハ、重ニ富良ノ民ヨリ納レ」ており、「貧賤ノ者」はいうなれば「富良ノ相伴」である。したがって、貧賤の者が富良の者と「同等ノ権ヲ有スベキ理」はない。そのうえ「貧賤ノ常情トシテ富良ヲ妬ミ、甚シキハ治ヲ厭ヒ乱ヲ望ムノ意アルニ於テヤヤ（百姓一揆・貧困騒動即ハチ此證ナリ）」。これが、欧米諸国において家産の有無による制限選挙が採用されている理由である。

当今の士族はどうか。「見ヨ、今ノ士族ハ彼ノ故主ナリシ華族トモロ共ニ、人民ノ保庇ヲ蒙ル所ノ居候タルヲ以テ、仮令何等ノ特例ヲ蒙リ榮

爵ヲ受ルトモ、人民ヨリ見ル時ハ条理ニ於テ養育院・救貧院ノ観ナキヲ免レズ」。かかる士族に富良の者と同等の権利があるはずもない。ところが士族は民権を唱え、あわよくば自ら代議士になろうとしている。これらの主張を認めるなら、選挙は普通選挙制とならざるをえないと。

第一次論争での争点は、人民の政治的成熟度をめぐって、民選院設立が時期尚早か否かであった。しかし今、「日報」は、人民の政治的成熟度ではなく、普通選挙制か、家産の有無による制限選挙制かと問題を提起する。そして「日報」は、近代的階級（経済的階級）構成を前提とする限り、「極めて反動的」であったかどうかはともかく、鈴木安蔵の指摘したごとく「反普通選挙論」を採った。その狙いは、士族民権家およびかれらが担う自由民権運動の否定にあった。「人民ノ保庇ヲ蒙ル所ノ居候」である士族は、普通選挙制を主張しない限り参政権をもちえず、普通選挙制を採るなら、パリ・コンミュンの例のごとく、「治積少ナクシテ乱階多ク、其国ヲ衰頽ニ陥ラシムル」可能性があるというのである。

論説は、士族のあるべき姿に言及した。それによれば、士族は知識人として人民ノ平民の中で自立することに努めるべきであった。

「若シ此士族ノ論者ハ、道理ニ於テ有スベカラザル自己ノ民権ヲ得ント欲スルノ妄想ヲ除却シ、其議論ノ精神ヲ以テ学問ノ事ヲ委ネ、人民ヲ教育スベキ学校ノ補助ヲ成シ、或ハ其勉強ト才智ニテ恒産ヲ有スル良民タルベキ実効ヲ示シ、以テ農商ヲシテ智識ヲ進メ奮発ヲ起サシメバ、人民ノ保庇ニ報スルノ裨益アルヲ知ル、其徒ラニ民権ニ従事スルハ却テ其

害用ヲ萌スノミ」

「日報」によれば、士族が知識人として自立することは、学問・教育に従事することによって、人民の「居候」の状態から早く抜け出すことであり、そのことによって「人民ノ保庇ニ報スルノ裨益」としなければならぬ。そしてそれは同時に、士族が政治から退却することを意味した。かかる主張が、士族民権家の唱える知識人論の正反対であることはいうまでもない。かれら士族民権家にとって、士族が知識人として自立することは、政治への覚醒と国家への責務に生きることだったからである。

5

「日報」の主張を受けて立ったのが「報知」であった。当時「報知」の編集者は、栗本鋤雲であった。栗本は、福地と同様、いや当時の新聞人の多くがそうであったように旧幕臣であった。当時の新聞の殆どが反政府的であったのはそのことに関係する。この栗本の編集する「報知」に古沢滋の論説が掲載されるようになったので、「報知」は板垣派の「急進派」を代表するかのごとく見なされた。それにこの「報知」には、福沢諭吉の門下生がしばしば投稿するのみならず、藤田茂吉とか箕浦勝人などは入社した。かれらは当然、福沢の影響下にあった（当時の福沢の思想的地平については、拙稿「明治啓蒙主義への訣別」『中法論叢』一九八九・一を参照されたい）。ともあれ、この奇妙な混成部隊の成立こそ、まぎれもなく当時の民権派の思想的地平を示すものであった。

三月二〇日付け「報知」は、「日報記者の論説を批す」を掲載し、士族も日本人であり平民の兄弟である、普通選挙の利害得失について欧米諸国に定説があるわけではない、と主張した。すなわち、士族と平民の平等を主張しながらも、普通選挙制を否定こそしなかったが、積極的に肯定もしなかったのである。これは勿論、「報知」が理論的には普通選挙制を肯定しつつも、現実には遅れた平民に参政権を与えることに積極的になれなかったことによる。

普通選挙制を中心に据えて「日報」を批判しない以上、士族に参政権のあるべきことを別の視点から説明しなければならない。論説は、まず士族の功罪についてつぎのように指摘した。

封建時代の武士は、「天理に戻り、世々にす可からざる禄を世々にし、傲然四民の上に位し、他の三民を虐待すること殆んど奴隸の如く、実に悪む可きもの」という一面があった。しかし他面、「吾国にて高尚の志を抱き、恥を知り、義を重んじ、其志一家の私情に止まらず、天下の重きを以て自ら任ずるもの」は、士族に一番多い。それゆえ、「戊辰前後内憂外患の際に当て、其艱苦を忍び、国の独立を維持し、甚だしく其面目を失はず、又政府一新の功を奏し、且つ欧米の文化を伝え、其学に従事し、進取の功を謀るの速かなるもの」は、士族に一番多いのである。したがって、士族の罪をその功で償えないことはない。

論説は、士族の家産官僚的側面と志士の側面を峻別し、そのバランス・シートを右のごとく作成した。そのうえで、士族の参政権に言及した。

士族は当然に参政権をもつべきであった。普通選挙論者としてか。いや、制限選挙制を採るにしても士族に選挙権はある、としたのである。「天理に戻り、世々す可からざる禄」を将来廃止するのは当然であるが、今急に廃止するのは「暴戾の極」であり、「宜しく其産業を得る程の間隙」は存続させ、その家禄をもって士族の家産とみなし、禄税をもって租税とみなしても異存はなからうと。

かくして論説によれば、士族は有産者であり、それゆえ参政権をもつはずであった。勿論、家禄は将来廃止するのが当然であるとする以上、「其産業を得る程の間隙」を「大体限りあり、士族も能々心得へし」と限定することを忘れなかった。

「報知」は、士族がかつて家産官僚として存在したことを自己批判しなければならぬ、と指摘することにおいて、士族民権家の担う自由民権運動が、七四年段階に比べまったく新しい段階にあることを示した。にもかかわらず「報知」は、この自己批判に徹することができなかった。なぜなら、自己批判に徹することは、士族民権家の否定となり、自由民権運動の否定とならざるをえなかったからである。そしてそれにもまして、報知記者自身もつ、士族の平民にたいする抜き難い指導者意識と、その裏面をなす気概・気風の持主であると自認する志士意識による。

「報知」は、士族の家産官僚的側面と志士の側面を峻別し、前者を否定し後者を肯定することによって「日報」の主張を受けて立った。しかし、はたして士族の二つの側面は「報知」のように峻別しうるのか。そ

して家禄を本質的に不当なものとして認めつつもそれを当面家産とみなし、禄税を租税とみなして異存はなからうとの強弁は、その峻別といかにかわるのか。

以降論争は右の点をめぐって展開される。

6

三月二三日付「日報」は、「報知新聞ノ駁議ヲ読ム」を掲載し、民権の回復の主張は平民にこそふさわしい、なぜなら、「平民コソ圧制ヲ蒙ム」だったのであり、「武門昨ヨリ維新ノ今ニ至ルマデ、士族ニシテ此圧制ノ下ニ居タル事」はないからである、と主張した。さらに、かりに士族民権家が平民とともに平民のために民権を主唱しているとしても、士族民権家がまさに士族であるという一点において、士族が「干預スペカラザル所ニ干預」しているといわねばならないという。

また「日報」は、「報知」が主張した家禄が家産であること、士族の精神ニ志士意識は貴重なものであること、の二点について批判した。家禄ははたして家産なのか。「日報」によれば、現今の俸禄には月給・賞典・家禄の三種類があり、前二者はそれぞれ「其勞ニ報ズル所」、「其功ヲ賞スル所」であり、家産に加えることができる。しかし家禄は、その両者のいずれにも属さず、強いて言えば「御情ノ仕送り、貧院ノ寄付」に類似するものである。かかる家禄を受ける者が、富良の人民と同等に参政権について論じる権利はない。「日報」はあくまで財産による制限選挙制論であり、無産者たる士族はそれに該当しなかった。

あるいは「報知」の論じるところ、本当に日本の独立に士族の精神は不可欠なのか、と問う。論説によれば「日本ノ独立ハ最早士族ニ依頼スベキ時節」ではない。士族が氣力を失ったのは今日ではなく、廢藩の時である。もし「報知」が士族の氣力の衰退を「日本ノ大患」とし、これを振起しようとするならば、「封建ヲ復スル」ことである。もし「封建ヲ不可ナリ」とするなら、「封建ノ遺物ナル士族」に氣力があるとしても、けっして「良民ノ為ニ慶ス可キ事」ではない。それゆえ吾曹は、一日も早く「士族ノ氣力ヲ移シテ教育誘液ヲ以テ良民ノ脳髓上ニ転植セシム事」を望み、「士族ヲシテ其転植ノ功ヲ賛成セシメント欲スル」のである、と主張した。

「日報」は、士族の家産官僚的側面と志士の側面を一体としてとらえた。士族は、かつて支配階級であった「封建ノ遺物」であり、その精神は新しい時代にふさわしいものではなかった。士族は志士としてではなく、知識人として平民社会の中で自立することが先決である、これが「日報」の主張であった。「日報」によれば、知識人とは、家産官僚的性格を母体にした志士の性格からも独立した存在であるべきであった。

こうした主張は、おそらく、かつて将来を囑望された旧幕臣であり、いま明治政府からの官界入りの要請を拒否してジャーナリストとして生きようとした福地の矜持でもあった。

7

三月二四日付「報知」は、無題の論説を掲載し、前日の「日報」を二

点にわたり批判した。

第一に、士族もまた圧制の犠牲者である。「封建の昨は勿論、維新の今日に至る迄、圧制の下に居るもの誰か圧制を蒙らざるものあらんや、唯士族と平民とは其圧制を受けるの度を異にするのみにて、決して圧制を受けずとは云ふ可らず」。この主張は、おそらく士族民権家の多くが下級武士であったことを背景としていた。

第二に、禄税が課せられるゆえに、家禄は「賞典の一種類」である。家産の有無による制限選挙を容認するかぎり、家禄を家産とみなす以外になかった。

しかし、下級武士といえども支配階級に属したことはまぎれもない事実であり、家禄を家産と見なすことが強弁であることは自明であった。そのことを自覚する「報知」は、ひかえめに論旨のウエイトを国家の独立と士族の精神の關係に移した。

「我々か所見にては、日本国の独立を維持するものは、此慷慨切実なる士族の力なり、決して無氣無力の民にあらざるなり、斯く云へども我々は決して何時迄も士族のみに依り、平民をば相手にせぬと云ふに非ず。我々の兄弟中に氣力の髓にして依る可きものあらは、我々は悦て之に依る可きなり。然れども此氣力なるものは中々一朝一夕の能く生得可きものにあらざれば、差当り此貴重なる精神を保護するものに依り、併て其精神を失はざらしめんことを欲す、是我々が士族輩の氣力の衰ふるを以て国家の大患なりとする由縁なり」

「報知」、そして多くの士族民権家たちは、士族がかつて平民に優位

であったのは支配階級に属していたからではなく、志士意識の持主であったことによる、と考えていた。治者意識と志士意識は別のものであるはずであった。そして志士意識は、今日においてなお、「封建ノ遺物」としてあつかわれるべきものではなく、国家の独立を維持するのに必要な精神であった。平民もかかる意識をもつに至ってはじめて国家の独立に寄与しうる、平民がかかる意識をもつに至るまで「差当り」は士族が国家の独立を維持せねばならぬ、かれらはそう考えていた。そしてそう考えるほどにかれらは平民への啓蒙家としての責務を自覚する民権家であった。

8

三月二五日付「日報」は、「再読報知新聞駁議」を掲載し、禄税は減禄と見なしてさしつかえなく、「其歳入与奪ノ権ハ他動ニ属シテ」いるので家禄は家産とはいえない、と再度断定した。「他動」とは、勿論「自動」にたいする語であり、「自動」に属するとは、今日のほぼ所有権というに等しく、そのものにたいする全き支配権（全き自由処分権）を意味している。したがって「他動」とは、そのものが自分の意思と無関係に処分される可能性がある、ということである。論説は、家禄が家産でない以上、士族がどのように「日本ノ国民ナリ、平民ノ兄弟ナリ」と声言しても、「普通選挙ヲ採用スルノ変ニ至ラザレバ、代議人入札ノ権利ヲ得ベキ良民ノ経界内ニ在ラザル者」であると主張した。「日報」は、「報知」が普通選挙論にふみきれないのを知っていて、そう主張した。

さらに論説は、今日までの平民の無気力の原因を、「士族ノ勢力ヲ以テ政府ニ迫リ行ハシメタル压制」に求めた。幕末維新史もその例外をなさず、幕末維新史を彩る諸事件は、「士族ノ意ニシテ、決シテ人民ノ衆論」によるものではない、と断定した。新政府になってからも、新政府は士族勢力の意をむかえざるをえず、「平民ノ順從ナルヲ幸トシテ、余儀ナク压制ノ政ヲ施シ」たのである。士族は犠牲者の一つではなく、加害者の側におり、その勢力は「自己ノ名利ヨリ生ジタル勢力」にすぎない。はたしてかかる士族の精神を「独立ノ気象トカ、日本ノ元氣トカ稱賛シ、貴重ナル精神ト見做シ得ベキ乎」。

9

三月二六日付「報知」は、「再答東京日々新聞」を掲載し、家禄は「偶然に得たる者」ではなく、「労力を以て買ふたる償」であるから家産である、したがって普通選挙でなくとも士族に選挙権はある、と改めて主張した。

ついで、「日報」の維新史における士族論にたいし、当時士族に勢力があったのは「国君は暗弱、平民は愚蒙、唯士族なる者多少智力を有したる」結果であり、もし当時、「士族の気力をして平民と同からしめは、今日我國の有様は如何に成り行きしか」と問いかけ、たまたま士族が「各処に起りし擾乱」も自己の名利のためでなく、「慷慨切実の赤心」より出たものだ、と弁明した。

今日における士族の位置は何か。

「今我々のソサエテより士族を除きて残りたる物は如何なるものぞ、無気無力の従順愚民と有力有気の压制政府ならん、如此き有様より起る結果を見るに、压制は益压制、従順は益従順、人民の人民たる真の幸福を得ること能はざるは疑を容れず、今我々のソサエテにて平民を刺激するは士族に非ずして誰ぞや、平民自身より気力の発生するを待つは随分気長き仕事なり、元来精神なる者は（一時に騒立ても）突然と発生するものに非ず、外より刺衝せざるへからず、此刺衝は政府に依頼すべきか、將た士族に依頼すべきか。我々は又之を喋々するを要せず」

普通選挙論を取らずに士族に参政権があると主張しようとするれば、家禄を家産であると強弁するか、士族の志士意識を貴重とする以外に、後者に重点を置き、士族は知識人であると主張するほど、平民の無知を指摘しなければならなかった。そして平民の無知を指摘するほど、かれらは啓蒙家として真摯でなければならず、その啓蒙内容は普通選挙論を導く、というジレンマが生じる。

10

「報知」が士族の志士意識を貴重なものとするにしたがい、「日報」がそれを批判することにおいて厳しくなるのは当然であった。

三月二七日付「日報」は、「読報知新聞第三書」を掲載し、「報知」があくまで家禄を家産と論断するのならば、二〇日付「報知」が将来家禄を廃止するのは当然だとしたのはなぜか、と反問した。そして「報知先生ハ普通選挙ヲ以テ国安ヲ維持スルノ方法ナリトセバ、吾曹復タ何ヲ

カ言ハンヤ」と、普通選挙に関する「報知」の明確な態度表明を迫った。ついで論説は、士族の精神と日本人民の幸福の關係に言及した。

「幕府ノ末路今日マデ士族ノ精神トカ慷慨トカニテ、事勢ヲ変シ、政務ヲ改メタル事ハ幾度ゾヤ。而シテ到底一トシテ日本人民ノ康福ヲ裨益シタル事アルカ。希クハ眼ヲ草野ノ間ニ注ケヨ、日本人民ハ、先生ノ貴重スル士族ノ気力ノ為ニ、其精神ヤ慷慨ガ発見スル度ゴトニ多少ノ困難ヲ蒙リタリ。先生豈ニ之ヲ知ラザランヤ。然ラバ則ハ此士族ノ気力ナル者ハ、人民ニ取リテハ実ニ難有迷惑ノ賜物ニテ……」

論説によれば、士族の精神は、發揮されることに人民の困難を惹起した、「人民ニ取リテハ実ニ難有迷惑ノ賜物」にすぎないのである。日本の独立は、士族によって維持しうべきものではなく、日本人民ハ平民が維持すべきものである。

「吾曹ハ十余年来コノ士族ノ為ニ人民ノ康福ヲ妨ゲラレタル事ヲ實施ニ證シタルニ付キ、既往ヲ將テ未来ヲ計リ、『是カラハ士族ノ御厄介ニ預ラズ、私共平民中間デ及ハズナガラ独立ヲ維持イタシ度ト存ジマス、永々御世話デ御座ツタ』ト平民ノ方ニ此独立維持ノ大任ヲ引受サシメント欲スルナリ」

では毎度のごとく「報知」が指摘するところの平民に気力がないという点はどうか。

「報知先生ハ又目今平民ノ気力ナキヲ憂フレトモ、是レ压制ノ久キ慣習ソノ性ト成リ、未ダ気力ノ発生スルノ機ヲ与ヘザルナリ。猶ホ未ダ錐ヲ囊中ニ入レザルガ如シ、勿論コノ気力ナル者ハ忽然トシテ一時ニ発生

セザルモ、民権ヲ恢復スルノ度ヲ増スニ随ガヒ氣力モ亦随テ増スベシ、是レ古今ノ歴史ニ於テ実證スル所ナリ、況ンヤ現ニ先生ガ有ベシト頼ミタル士族ニハ案外ニ誠実ノ氣力ナク、無カル可シト捨タル平民ニハ存ジ外ニ忠良ナル精神ヲ積蓄スルモ知リ難キニ於テヲヤ、若シ平民ノ錐ヲ囊中ニ入レハ其氣力ノ鋒ヲ露ハスノ効ハ我輩ガ期スルヨリモ速カナル可シ」

右の主張は、皮肉にもつい半年前の第一次論争において、時期尚早論者にたいする民権家たちの反論とおなじであった。ただ第一次論争の民権家が人民の名において士族とその協力者としての豪農商を予定し、第二次論争の「日報」が人民の名において豪農商を予定したことの相異を除いては、「日報」にとって豪農商は士族の協力者として意味がある存在というのではなく、豪農商自身が自立した新しい時代の担い手たるべきであった。

そして論説は、あらためて士族が知識人として平民社会の中で自立すべきことを要請した。

11

「報知」が普通選挙論を主張しないかぎり、論争の勝敗は今や誰の日にもあきらかであった。にもかかわらず三月二八日付「報知」掲載の無題の論説は、「我々は敢て普通選挙を主張するに非」ずとの立場をとった。「報知」は、論争において不利だとわかっていても普通選挙論にふみきれなかった。それほどに平民大衆は愚昧であると思われた。普通選

挙論をとれば、民選議院設立時期尚早ということに成らざるをえなかったのである。

論説は、「吾曹子は徒に理論上より議論を起し、我々は重に事実に着目して論ずるより終に結局に達すること能はず」と弁解した。理論上は士族を中心とした急進論者に理があり、事実に着目すれば漸進論者に理があるとしたのは、かつての「日報」であった。しかるに今、普通選挙論の採用にふみきれず、士族の切り捨てを阻止せんとする「報知」が同じことを述べねばならなかった。

そして、家禄について「我々は飽まで之を家産と見做す」として「日報」の家産の有無による制限選挙論に備えつつ、かりに「家禄が家産に非ず」としても、選挙権者の確定には「別の一種の元素」、すなわち「人民教育を受けるの多寡」を考慮すべきである、と主張した。

「少しく眼を實際に注げ、目今外国に対峙し、我国をして甚しく恥辱を蒙らしめざるの士族、高尚の氣風を養ひ、諸般の学課を講習し、西洋文明の風を伝ふるの士族を放逐して、之を無氣無力の平民に任せば、果して能く日本国の独立を維持し得可きや……今の処にては此高尚の氣風ある士族をして率先して民権を主張せしめ、其兄弟たる平民の睡眠を覚し、之を誘液刺激して、此貴重なる精神を平民に移し、後來共に俱に国権を張るの日を曳領して希望するなり」

「日報」にすれば、士族はそのままの知識を活用して、平民社会の中で誰の施しも受けず、生活者として自立すべきであった。そうすることこそ、施しを与え続けてくれた平民大衆への恩返しであり、知識人とし

て自立しているといえるのである。ところが「報知」にすれば、自立とは国家の独立維持に寄与し得る精神をもつことを意味し、士族はその精神の持主であるゆえに自立していた。そして士族はかかる精神の拡充に努めることによって平民大衆に寄与しているはずであった。

ところで貴重すべきが右のごとき精神にあるなら、士族の名称に拘泥する必要はない。

「我々は前日より士族々々と唱へたれ共、決して士族と云ふ名称に拘泥すること勿れ、我々の貴重する士族なるものは所謂ミッドルクラス中等なるものにして、我々は実に其気力の髓にして思想の高尚なるを尊ぶのみ、豈士族の空名を愛憐するものならんや」

士族と士族の精神（志士の側面）の分離である。一八八〇年代に政府が強行する士族から士族の精神を剝離する基礎は、皮肉にも士族民権家の擁護に努める「報知」が用意したのである。

12

三月二十九日付「日報」は、「読報知新聞第四文」を掲載し、まず「報知」があくまでも家禄を家産と見なすと主張するのは「貴様が何ト説テモ我ハ飽マデ不承知ダ」ト云フニ類シ、討論を拒否するものである、と批判した。

ついで論説は、「人民教育を受けるの多寡」によって選挙権を得るといふならば、その議院は民選議院ではなく「学選議院」であり、その主唱者は民権家でなく「学選議院家」といわねばならない、もしそれが正し

いとすなら「学校ヨリ代議士ヲ出シ、大学校ヲ以テ国議院」とすればよからう、と皮肉った。

「日報」は、今や論争に余裕をもっていた。しかし他面、右のように「報知」を皮肉った以上、「家産ノ貧富ヲ以テ代議選挙権ノ有無ヲ決スル時ハ、民権ハ人民ニ存セスシテ家産ニ存スル者カ」という批判がでるかもしれないことに備えねばならなかった。財産の有無による制限選挙の正当性の根拠は何か。「日報」は、それを西洋が「古来ヨリ実地ニ於テ遂ニ選挙ハ無産ニ達セズト云フ与論ニ帰」しているという歴史的事実に求めた。ではその歴史的事実の正当性の根拠は何か。「日報」はそれを問わなかった。なぜならそれに答えようとすれば、理論上正当性を有する普通選挙に行き着かざるをえないからである。

あるいは、論説は、「報知」の「民権を無気無力の平民に任せば果して能く日本の独立を維持し得可きや」の主張にたいし、「民権ヲ無産無業ノ士族ニ任セハ果シテ能ク日本ノ康福ヲ維持シ得ベキヤ」と応え、最後に「報知」の主張するように「中等ノ気力」は「士族ノ名称アル者ニ限ル」ものなのか、「農商工ニテ自カラ保成スベキ忠良切実ノ精神ハ貴重スルニ足ラザルカ」と質した。

13

士族ニ知識人、ゆえに士族に選挙権あり、とした「報知」の主張は論破され、「報知」はあらためて家禄は家産である、ゆえに士族に選挙権あり、という主張に重点を戻した。

三月三〇日付同紙掲載の無題の論説は、所有権は「公利」のためには制限されることがあるが、その場合、所有権者には正当な補償を要求する権利が生じる、としたJ・S・ミルを引用して家産の問題にふれた。

「抑人間処世の大義は公共の義務を尽すに在り、一国の公利を計るに在り。而今此封建世祿の制を廃し、士族商売を止むるか如きは全国の公利なるが故に、一身を棄てて此祿を廢するは公共の義務にして、固より当然の事となり、然れ共此公利の爲めに政府其威權を逞ふし、卒然之を廢して其償をも与へず凍餓に向はしむ可らず、宜しく相当の処置を施して適宜の償あるべし、已に償あれば將何そ家産なきを憂へん、斯くの如きは亦政府の義務なり……此理を推究する時、方今家祿奉還秩祿公債の方法も（其善悪巧拙は措て論せず）其不当の点より見る時は当然の処置と云はざるを得ず。私有の家産も一国公利の爲には自動の權を消失して之を他動に歸せざる可らず」

これは、家祿は「他動」に属するから家産でないとする「日報」への反論であつた。しかしこれは「日報」への反論として意味をなさない。なぜなら、右の主張は「自動」に属する権利も「他動」に歸することがあるという説明になりえても、家祿が本質的に「自動」に属すべきものであるとの説明にならないからである。加えて、「報知」は、家祿は家産であると強弁するほど、選挙権は財産の有無による制限選挙でなければならぬとする「日報」の主張を補完することになることに気付かなかつた。

そして論説は、「日報」に、現今有名なる学者の過半は士族である事

実をいかに考えるかと問い、現今「忠良切実の精神」は「血生（はえぬき）」の農工商にあるのか、それとも士族にあるのか、もし「血生」の農工商にこの精神があるなら「実に慶すべく賀すべし」、その確証を与えよ、と迫つた。「報知」は、選挙権はいかにあるべきか、と問いかけるのを止めてしまつたのである。

14

三月三一日付「日報」は、「読報知新聞第五文兼答朝野新聞」を掲載した。この表題が示すごとく、「日報」と「報知」の論争に「朝野新聞」が加わつた。ここでは「朝野」の主張の検討は後回しとし、「報知」との関係のみを検討しておきたい。

まず論説は、「報知」は普通選挙を主唱するものでないと表明しているのであるから、「今日ノ緊要論題ハ、家祿ハ他動ノ給料カ、自動ノ所有カ、家祿ト家産ハ同体同質カ、異体異質カラ論定スルニ過ギズ」と論争を限定した。

「報知」が家祿を家産と見なす理由としてあげているのは、禄税が課せられていること、家祿奉還に償が与えられていること、の二点にすぎない。もし、政府と人民が協議して「華士族ノ家祿ハ冗費ナリ、之ヲ廃ス可シ、償ヲ与フルニ及バズ」と決定すればどうするか。論説によれば「其情ハ愛憐ス可シト雖トモ、其実ハ嚴酷ナル可シト雖トモ、道理上ヨリ論スレ、直チニ之ヲ指シテ無理非道ナリト云フ事ヲ得ズ」ということになる。なぜか。

「氏（報知）ハ此家禄ヲ家産ト見做シテ『ミル』氏ノ語ヲ引用セリ、吾曹ハ家産ト見做サズシテ羅馬ノシセローガ元老院ニ於テ発シタル千古ノ名言ヲ引用スベシ、曰ク、『人民ノ公金ハ人民ノ保護スル為ニ費ス可シ』ト。今コノ家禄ハ毫モ人民保護ノ利益ナシ、故ニ吾曹ハ止ムヲ得ズ之ヲ冗費トシ、之ヲ御情ノ仕送トハ見做シタルナリ」

士族はあくまでも「封建ノ遺物」であり、その家禄は人民全体の利益にいささかも寄与するものではなかった。政府は、本来、人民全体の利益にいささかも寄与することのない家禄を支給するべきではないが、士族の現状を哀れんで「御情ノ仕送」として支給している。家禄は本質的に「他動」に属しているのである。

論説は、家禄は家産でないことを前提として、「忠良切実ノ精神」に関する「報知」の質問に答えた。

「夫レ此貴重ナル精神ハ即ハチ恒心ニシテ、必ラズ恒産アルヲ以テ保成スベキナリ、未ダ衣食ノ恒産ナクシテ忠良切実ノ精神アル者ヲ見ザルハ、猶ホ忠臣ノ不孝ノ門ヨリ出テズ、身ヲ修メズシテ国家ヲ斉治スル者ヲ聞カザルガ如シ。而シテ此恒産ヲ有スル者ハ士族ニ多キカ、将タ血生ノ農商工ニ多キカ、夫子自カラ問ヘ」

「忠良切実の精神」即ち「恒心」は、「恒産」によつてはじめて保成されるというのである。

15

四月二日付「報知」は、無題の論説を掲載し、家禄が家産であるとい

う主張にこだわり続けた。論説によれば、家禄が家産であるのは、家禄が封建の昔、「慥なる約束をなして何石を与ふると云墨附を一旦手中に握りたる」ものであり、「之を永久子孫に伝ふ可き約束」であるから、順次に之を相続する人の所有となるものである。すなわち、家禄は一般財産の相続されたものと何ら変わりはない、というのである。今や「報知」は、論争の初め、封建時代の士族は「天理に戻り、世々にす可からざる禄を世々にし、傲然四民の上に位し、他の三民の虐待すること殆んど奴隸の如く、実に悪む可きもの」とした姿勢を投げ捨てた。

さらに論説は、「日報」が政府と人民が協議して華士族の家禄を廃止すべし、その廃止に補償の必要はない。と決定したらどうするか、と問うたのにたいし、「我々若し斯様なる大變に遭はば、太古挪亜（ノア）の巨舟の如き大造なる桴を編み立て太平洋に浮はんのみ」と答えた。

「報知」は「日報」の反撃の前で居直ったのである。

また論説は、「日報」が士族は「封建の遺物」であり、その家禄は人民保護にいささかも寄与するものでない、と指摘したのにたいし、「即ち日本国民が独立の風を移し、高尚の氣風を伸へ、民権を恢復するの大事業なり、斯く迄に大利益あるに（無形なれ共）毫末も人民保護の利益無しとは偏見も亦大なり」と主張した。

士族の精神が、「報知」の主張のごとくかりに有用だとしても、そのことゆえに士族に給料が支払われるべきか否かは別の問題であった。

「報知」はそのことに気付く余裕をもたなかった。

四月四日付「日報」掲載の無題の論説は、まず、「報知」の家禄は家産であるということへの固執ぶりに「是迄ニ報知子ガ民権々々ト云フテ筆ヲ擱カザリシハ、一世ヲ瞞着スルノ権術ニシテ、其実相ハ即チ封建世禄ニ恋々スルノ論者ニテハ有リケルカ」と揶揄した。

ついで論説は、家禄は一般財産の相続されたものと同じであるという「報知」の主張に反論した。「日報」によれば、家禄は親子代々の「勤向キ」、すなわち兵役にたいする報酬であり、したがって、華士族が兵役を解かれた時より政府に「其禄ヲ給スルノ義務」なく、華士族に「之ヲ受クルベキ道理」がない。ただ、家禄の全廃によって華士族が「凍飢ニ陥ラン事ヲ憫レミ」、かつ、「其窮迫ヨリ乱民タラン事ヲ慮カ」って給しているに過ぎない。家禄は、一般財産の相続と断じて同じものとして扱われるべきではなく、「御情ケノ仕送り」として理解することが正しい。

さらに論説は、「報知」の「無形ノ利益」論に言及した。

「若シ此無形ノ利益ヲ成ス故ニ給料ヲ与フベシト云ハバ、農商工ノ精神アル者ニモ家禄ヲ与フベキカ、外国人ハ文明ヲ輸入シタリ、家禄ヲ給スベキカ、英学者アリ、仏学者アリ、医者アリ、外科アリ、英公使パークスアリ、福沢アリ、中村アリ、箕作アリ、民権論ノ前参議アリ、岡本、小室、古沢アリ、皆盡ク別ニ家禄給セネバ成ラヌ乎」

そして論説は最後に、現時点を「独立ノ気象ハ漸ヤク日本良民ノ胸間

ニ萌醸シ、士族モ亦頗ル素餐ノ実ヲ愧ヂ、空名ヲ棄テ、家禄ヲ抛チ、一時ノ酸苦ヲ今日嘗メテ、良民タルノ光荣ヲ他日ニ占メント奮起スルノ機会ニ当」と位置付け、かかる時点においてなお家禄は家産なりと強弁し続けるのは、「士族ノ奮起ヲ挫傷スル」ものであり、「士族ノ憤懣ヲ懲スル」ものであると結論した。

17

四月五日付「報知」の無題の論説は、まず家禄は労働にたいする報酬であるという「日報」の主張にたいし、家禄と労働を切り放すことで対応した。すなわち、家禄は「昔時功勞の士を賞し、之に与へたる賞典」であり、「永く子孫に伝ふ可く約束したもの」である。したがってそれは、華士族各個の所有物であり、華士族各個は、この家禄ニ所有物に「酬ゆるか為め」に「兵役を勤るの約束」をしたのである。廢藩置県によって兵役という労働がなくなっても、家禄が華士族各個の所有物であることに変わりはない。自由民権を唱え、新しい時代の到来を鼓吹する「報知」において、皮肉なことに、家禄を媒介として幕藩体制と現在は連続していた。士族が幕藩体制下で支配階級であったという自己批判は忘れ去られた。「昔時功勞」がその本質において何であったかを問う姿勢は失われた。しかし民権論を主張するものとして、「日報」から「封建世禄ニ恋々スルノ論者」ではないかと揶揄されるまでもなく、「特種の勤なくして座食に安する」華士族を合理化し続けることは不都合であった。もはやこれ以上家禄にこだわり続けるべきではなかった。

「報知」は、論争からの名誉ある撤退を望んだ。そこで「報知」は、家禄がともかく形式的にでも華士族各個の所有物であることが容認されることを期待し、家禄を受け取り続けるべきか否かは華士族各個の問題である、と逃げた。

「我々、前日より家禄は士族の所有物にして、政府より之を奪ふの権なしと主張せり、然れ共、一言半句も何時迄も之を保有す可しと勧めしことなし、速に独立の營業を建て、一国の公利に基き、家禄を奉還す可きは勿論なり、唯政府は此所有物を奪ふの権なきを保證たるなり」

18

後退を余儀なくされた「報知」にたいし、「日報」の攻撃はさらに執拗であった。四月六日付「日報」掲載の無題の論説は、まず「喜ブベキ」こととして、「報知」が「士族ニ向ヒ、其家禄ヲ何時マデモ保有スベシト勸メシ事ナシ、之ヲ奉還スベキハ勿論ナリト一言シタル事」をあげた。

ついで論説は、「報知」が家禄を「賞典」として所有権を設定し、所有権と労働を切り離したことを批判した。

「徳川政府ニ於テハ曾テ禄ヲ永代子孫ニ伝フ可シト約シタル例ナシ：…徳川氏創業ノ際ハ成ル程其士ノ高名手柄ヲ賞スル為ニ禄ヲ与ヘル事アレトモ、決シテ之ヲ永世ニ伝フ可シトハ約セズ、故ニ父ノ願ヒ立テニ依リテ其跡目ヲ相続セシメテ士分トナシ、先ニ父ニ与ヘタル丈ケノ禄ヲ改メテ今ソノ子ニ与フルノ法ナリ、之ヲ世襲ノ武士タル特例ト名クルトモ、

決シテ世襲ノ禄ヲ所有スル士トハ名ク可カラス」

「日報」によれば、相続し世襲されたのは武士という身分とそれに派生する職業であつて家禄ではなかった。家禄はあくまで就業への報酬であつた。したがって、その職業が廃止された以上、「禄ト名ツケル給料」がなくなるのは「誠ニ以テ理ノ当然、御尤千万ナル所」であつた。

19

今や論争の勝敗は誰の目にもあきらかであつた。四月七日付「報知」の無題の論説は、ついに論争中止を宣言し、あらためて論争を権力闘争の中に位置付け直そうとした。

「我々は切に信す、御曹司が蝶々弁論して筆を擱かざるの極意は、平素自己の胸間に蔵め置きたる非民選議院の考案を打立んと欲するに過ぎず、『無産の士族は国を憂ふるの従に非ず、悉皆国家の居候なり、宜く国事に管与せしむへからず、只国事に与らしむへき一の平民あるのみ』と嗚呼、我か純朴なる平民よ、眉に唾して注意せよ、御曹司が御辺等に与へたる忠良切実なる名は、平に云へば馬鹿律義と云ふことにて、決して真の榮譽とするに足らず、其証拠は我国に於て平民と名けられたる人種は、元来無智無力にして従順の範圍を脱し、圧制に抗するの意志あることなし、唯屈指して数ふへき程の『ミッドルカラス』ありて、政府人民の釣合を保たると尽力せるのみ、而して此『ミッドルカラス』は平民に組み立得へき者に非ず、故に御曹司が目指す所は、悉皆平民は馬鹿者なれば敬して之を遠ざけ置き、主として民権を主唱する士族も邪魔も

のなれば之を放逐して政府に圧制の上塗りをかけんと欲するのみ。故に御曹司が蝶々する民権は眞の民権にあらず、民権を口に藉て民権を害せんと欲するのみ、若し民権をして言語を知らしめは、必ず將に言はんと欲す。我々は人の玩物となりて終に政府の犠牲となることを嘆くと「日報」をこのように位置付けることは、あながち誤りとはいへなかつた。なぜなら「日報」の基本的意図は、親政府の立場から当時の自由民権運動を批判することであり、また、この論争の中で示した家禄にたいする主張は、当時、最終的秩禄処分を踏みきらんとした政府の主張そのままであつたからである。

しかしながら、「日報」のそうした政府的立場はともかく、「日報」が人民大衆（平民・実質的には豪農商）の名において論陣を張っていた以上、自由民権運動擁護の立場に立つ「報知」は、論争を右のように総括すべきではなかつた。なぜなら「日報」の主張は、人民大衆の名においてしたがゆえに、自らの主観的意図をこえて、権力闘争の枠内に収まりきらない地平を内包していたからである。

20

四月八日付「日報」掲載の無題の論説は、「報知」の論争中止宣言とその総括にたいし、「遽カニ此慳貧邪見ナル語ヲ構成シ、政府・平民・士族・吾曹ヲ讒問シ、天下ノ人心ヲ支離分裂セシメ、以テ瞋恚ヲ散セント欲スルカ」と応えながらも、これまで論争相手になつてくれたことに感謝の意を表した。そして平民に向い、「諸君ハ愈々其忠良切実ノ氣象

ヲ伸張シ、愛国心ヲ盛ニシ、民権ヲ復シ、以テ吾曹ガ諸君ニ望ム所ヲ達シ、報知子諸人ヲシテ吾曹子ノ□見ハ明カナリキト感服セシメン事ヲ祈ルナリ、日本ノ幸不幸ハ諸君ノ了簡次第ニ在ルノミ」と呼び掛けた。ついで士族に向い、「士族モシ早ク家禄ヲ奉還シテ金ヲ貰イ、若干ノ恒産ヲ有シテ士族ヲ棄テハ、吾曹ハ此諸人ヲ目シテ立派ナル良民ナリト申スベシ、又何ノ歎ノ所アリテカ選権ヲ共有セザランヤ」と述べた。かくして一カ月近くにわたる「日報」と「報知」の論争に終止符がうたれたのである。

21

「日報」と「報知」の論争の途中、「朝野新聞」、「東京横浜毎日新聞」、「あけぼの新聞」がこの論争に加わつた。

三月三〇日付「朝野」掲載の「日報記者報知記者及水原直言先生ニ質問ス」は、「日報」が無産者たる士族に参政権を与えるべきでないとしたのは「至極御最」であるが、「日報」のように平民にのみ参政権を与えるべきだというのは問題であるという。

「朝野」の認識によれば、平民は「唯々諾々唯命是從奴隸根性ノ蛆虫」であり、かれらが「眞ニ民権ヲ主張スル」ようになるのはずっと先のことであった。この平民をあてにして民選議院の設立は時期尚早というのは遺憾である。そこで「朝野」は士族と財産を結合させ、家禄を奉還した無禄士族の有産者（五百円以上の不動産を有する者）に参政権を与えてはどうかと提案したのである。この提案にたいし、「報知」は無

産士族の締め出しを肯じないであろうし、「日報」は士族であることを認めることはできなかった。「日報」は、右の「朝野」の主張を不可とし、その理由として閏刑の存在をあげた。閏刑とは、士族のみに許された刑法上の特例であった。四月八日付「日報」掲載の無題の論説は、つぎのように指摘した。

「既ニ家禄ヲ棄テテ恒産ニ就カハ、士族ハ又何ノ求ムル所アリテカ士族ノ旧称ニ恋々スルヲ要センヤ、民籍ニ入ルモ何ノ妨ケアルベキ、若シ閏刑ノ特例ヲ利スル為タメナラハ、吾曹ガ無禄士族ノ為ニ取ラザル所ナリ

吾曹ハ切ニ無禄士族ガ一步ヲ進メテ、此特例ヲモ奉還シ、恒産モ身分モ平民ト同一ナル地步ヲ占メテ選権ヲ得ン事ヲ希望スルナリ」

「日報」は、あらゆる意味において士族が平民と平等になることを要請した。そしてその要請は、士族が士族であることをやめることにまで進まねばならなかった。

四月一〇日付「東京横浜毎日新聞」掲載の「議員選挙之権限」(茜山逸史)は、「所持地ノ地券ヲ以テ選挙ノ権ヲ定ムル」案を提起し、さらに「華族、士族、神職、僧侶、農人、商人ノ六部」からそれぞれ府県代表を一、二名ずつ選出し、それぞれの議院を開設すべしと主張した。この主張が、「日報」と「朝野」の対立を解消し得ても、身分別・職業別議院の開設に賛成する者はいなかった。

「あけぼの新聞」は、「日報」と「報知」の論争直前から「非民選議院論」を掲載していた。その趣旨は「我国人従順なること過甚なり、故

に民選議院を立つると雖ども之を維持すること能はず」(三月十五日)という時期尚早論であった。ところが論争の末期から「あけぼの」は士民同権論から普通選挙論に転じたようである(四月二日付「報知」、一日付「日報」にうかがえる)が、残念ながら私はこの部分の「あけぼの」を入手することはできなかった。この普通選挙論にたいし「朝野」は、「子は、向日非民選議院論の説を立て、民選議院の立つべからずを論じ、其舌未だ乾かさるに、又時勢に随ひ普通選挙にて民選議院を興さんことを主唱す、何ぞ民権を弄玩するの甚しきや」とその急変ぶりを批判した。「日報」は勿論、普通選挙の不可を論じ、かつ、閏刑の存在をあげ、士族を「日本平民ノ中間ニ入レ通権ヲ得セシム可カラス」とした。

22

論争は、これまでの士族中心の自由民権運動の矛盾を顕在化した。そして、その矛盾顕在化過程は、それぞれが当初予定しなかった地平に自らを追い込み、新しい運動を用意した。このことこそが、論争の意義であった。

「日報」は、親政府の立場から自由民権運動に対立し、士族民権家の家産官僚的側面をとりあげ、その否定に秩禄の封建性をもってした。秩禄を否定したとき、士族はただの無産者にすぎなかった。そして家産の有無による制限選挙制の主張は、無産士族の政治の世界からの退却要請であった。かかる主張と要請は、士族民権家を中心とした反政府運動としての自由民権運動を否定したばかりでなく、最後の秩禄処分を準備し

ていた政府の政策に合致した。「日報」は、まさに御用新聞の俗称にふさわしかった。

しかしながら「日報」は、政府のように士族の志士の側面を高く評価することはできなかった。なぜなら「日報」は人民大衆の名において士族を断罪したからである。かかる視点に立つとき、士族の家産官僚的側面の否定は、志士の側面の否定にまで進まざるをえない。「封建ノ遺物」である士族の精神は、「人民ニ取リテハ実ニ有難迷惑ノ賜物」にすぎない。士族は士族であるゆえに、有産無産を問わず政治世界から退却すべきであった。その発端において権力闘争の一旦を担うはずであった論争は、幕藩体制の総括と新生日本の担い手をめぐる対立となったのである。対政府権力との関係から自由民権運動を擁護した「報知」は、当時の自由民権運動の中心的担い手であった士族民権家を擁護せんとした。「報知」は、士族の家産官僚的側面と志士の側面を峻別し、前者を否定し、後者を肯定することで「日報」の主張に対応した。しかし「日報」の批判の前で、後者の肯定は前者の肯定にならざるをえなかった。そして終に「報知」は、志士の性格を士族から剝離することを肯じざるをえなくなったのである。

「日報」は、士族民権家の矛盾をつくことによって、当時の自由民権運動を否定した。しかし「日報」は、理において自由民権運動を否定できなかつたがゆえに、士族に代わる人民大衆の登場に期待せざるをえなかつた。「日報」によれば、今政治的に解放されるべきは、長い間被支配階級に甘んじて来た人民大衆（平民）なのであった。かくして「日

報」は、「日報」の主観的な政治的意図を越えて、「報知」に士族民権家よりも、より本質的な政府対人民の図式を提起したのである。権力闘争を出発点とし、権力闘争に収斂せざるをえなかつた自由民権運動に、階級闘争の可能性を孕ませたのである。

親政府の立場から論争し、論争に勝利した「日報」に福地は、政府にとり両刃の剣であった。こうしたことは福地の性格との関係で論じられるべき側面が強いのであるが、ここでは論じる余裕はない。ともかくも政府は、こうした「日報」に福地に全幅の信頼をおくことができず、後に独自に官報を発行し、「日報」への特別の配慮を控えることになる。かくして福地は、後年、つぎのように慨嘆しなければならなかつた。

「夫れ政府と方針を俱にして政府の利用を謀らんとする新聞紙に対しは、政府は之に保護する所なかるべからず。特別の取扱ひを以て新聞紙に利益を得せしむるが即ち真の保護とも云べきものなるに、彼は公平説を將て請求を斥けたるが故に、詰り敵も味方も一視して其差別なざる是豈真の公平ならんや……噫々せまじきものは宮仕へと云へるが如く、せまじき者は新聞記者なり」(「新聞紙実歴」前出 二〇—二二頁)

おそらくこの慨嘆は、知識人(ジャーナリスト)として自立しようとしながら国家に近づき過ぎたかれ自身、平民主義を標榜しながら「日報」が官報たることを望んだかれ自身、あるいは、絶対主義政府を人民の名において支持し、合理化しようとしたかれ自身への慨嘆でもあつた。

この論争の果実は、つぎの二点である。

第一 土族民権家の自己変革が要請された。家産官僚的側面は完璧なまでに否定され、さらに家産官僚的側面こそ志士の側面の母体であることも示された。もはや土族民権家の可能性は、土族であることを止めることによつてしか開かれない。すなわち、一人民としての権利において主張するのだから、かれらの可能性は閉ざされる。普通選挙制は、その意味において土族民権家にとつてこそ必要な主張となる。人民大衆の政治的成熟の低さを理由に民選議院設立時期尚早論を採り、非民選議院論を展開していた「あけぼの」が、普通選挙をとおして民選議院論に豹変したところ、その具体的理由がどうあれ、この論争の行き着かざるをえない地平を示していた。

しかし、普通選挙制を主張しようとするれば、人民大衆にたいする愚民観を払拭する必要が生じる。土族の自己変革はどのように試みられるのか。それは成功するのか、しないのか。稿を改めて検討したい。

第二 この論争は人民大衆の政治教育に役立った。人民大衆は、土族民権家から愚民と規定されることによつて、あらためて土族民権家との関係を問わねばならなくなったのである。そしてそれは、土族は人民大衆にとつて何であつたのか、今何であるのか、を問うことでもあつた。論争の最終段階で「日報」に掲載された若江彝吉署名の幾つかの論説は、まさにそうした人民大衆のこの論争へのかかわりを示した。その趣旨は

「日報」の主張と重なるが、あえて紹介しておきたい。

四月七日付「日報」掲載の無題の論説は、維新を「土族同士の喧嘩」であると規定し、土族の精神が発揮されると「何時でも日本の損毛が立ち、我輩が如き租税を払ふ百姓町人が其尻を拭はねばならぬ事に至る」と指摘した。かかる土族が常に口先で「日本の為め、人民の為め」と唱えても、「我輩平民はとんだ為めを思ふて下されて有がた迷惑」であり、「頼まれもせぬ平民の代議士」になつて政府と人民の間に「議院の威権を占めば、恐らくは我輩平民は想像すべからざる程の圧制を蒙るに至るかもしれない」。

四月一〇日付同紙掲載の「選権余論」は、土族を貴族であると規定し、民選議院は「行政ノ政府并ニ貴族ニ関係セザル人民ノ手ニテ設立スベキ議會」であり、その設立目的は「政府貴族ノ圧制ヲ免カレ、且シハ国民固有ノ権利ニテ国政ヲ議定スル参与スベキ道理アルヲ以テノ故」である。貴族である土族が民選議院に参加できないのは当然なのである。

そして四月一二日付同紙掲載の「日本の平民に示す文に擬す」は、その冒頭に「サアサア変つた変つた日本の時勢が変つた。最早日本の平民たる我輩が是迄の如く閉口低頭して居るのが日本人の勤では御座らぬぞ」と記した。そして「此節の学者先生がたに、ヤレ日本平民は氣力が無い、ソレ平民は奴隷心だ折助根性だと悪口雑言をつかれ、トフトフ卑屈という肩タ書を苗字と一時に附る様に成つたのは何ト残念千万では御座らぬか、如く申す私などは腹が立て悔しくて堪忍が出来ぬ程なるぞや」と述べ、「余は百姓町人が日本を自分たちの物と思ひ、是迄の折助

根性を取り棄て度き事を望む」としたのである。愚民だとののしられた平民による、その悔しさの表明と、平民が社会変革の客体から主体に転じる自己変革を遂げることの宣言であった。論説は、その理由を「人民の権利」として説明した。そしておそらく「人民の権利」という表象は、「日報」あるいは若江の意図を超えて普通選挙に道を開く。

「此専制政体は始終の所にて日本の為には成らず、又前にも申す如く日本人で有りながら日本の為に成らぬ事を黙て見て居るは不実千万なり、殊に政府文武の官費に用ひる金は日本人民が出したる租税なれば、此官金支払の相談を初めとし、人民に掛ある所の政治の便不便を評議せねば成らず、政府もまた人民に御相談なさらないでは叶はぬ筈の道理なり。是が人民の権利と申す者で御座る。」

「我輩平民」を主語とした権利主体の登場である。かれらこそは、同年六月に開設される地方官会議に傍聴人となる社会層である。そして、地方官会議がかれらの期待を裏切ったとき、かれらは反政府の側にいる自らを発見することになる。かくして自由民権運動は全く新しい段階をむかえる。

ただわれわれは、「我輩平民」も「日本人」としての責務に生きることを権利主体たることの前提としたことを記憶しておきたい。ここでの権利は、当然に国家からの自由ではなく、国家に寄与する自由（資格）である。そしてそれは、平民が士族から引きはがされた志士的性格を担うことを意味する。論争は、日本がナショナリズムが支配する一九世紀後半の国際社会に否応もなく引き込まれ、国民国家建設を時代的課題と

していたことをまさに刻印したのである。